

2020年4月から…

喫煙のルールがかわりました

《改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例、全面施行》

- ◆ 2020年4月1日から、全ての施設において原則屋内禁煙（基準を満たした喫煙室でのみ喫煙可能）。喫煙室には、20歳未満の方の立入は禁止。適切な標識の掲示が必要。
- ※ 従業員の有無等により、下記のとおり対策が異なります。

【従業員がいる飲食店】

●店内禁煙にする



要件・基準等はなし

●喫煙専用室を設置する ＝喫煙室内での飲食等は不可



・店内の一部に設置可
・たばこ全般の喫煙可

●指定たばこ専用喫煙室を設置する ＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部に設置可
・加熱式たばこのみ喫煙可
・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示

【従業員がいない飲食店】

2020年4月1日時点で既に営業／客席面積100㎡以下／中小企業または個人経営であること も要件です。

●店内禁煙にする



要件・基準等はなし

●喫煙専用室を設置する＝喫煙室内での飲食等は不可

（内容は上記のとおり）

●指定たばこ専用喫煙室を設置する＝喫煙室内での飲食等も可

（内容は上記のとおり）

●喫煙可能室を設置する＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部又は全部に設置可
・たばこ全般の喫煙可
・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
・要件を満たすことを示す書類を保管(裏面参照)

喫煙可能室を
設置した場合は
忘れずに届出を！

・管轄の保健所に届出が必要

* 届出様式や手続き方法等は、東京都のホームページをご確認いただくか、各保健所にお問い合わせください。
* 様式は各保健所で受け取れます。国と都の2種類の様式があります(両方の提出が必要です)。

～ 適切な標識を掲示してください ～

- 喫煙室を設置した場合、喫煙室の出入口と店頭、適切な標識を掲示する義務があります。
- 飲食店については、禁煙の場合も、店頭、禁煙標識を掲示する義務があります。

喫煙可能室を設置した方は書類の保管をお願いします。

保管書類の例(届出の際の添付は不要です。)

- ・既存施設…営業開始日がわかる営業許可書 等
- ・客席面積…客席面積がわかる図面 等
- ・経営規模…資本金又は出資額が5,000万円以下であることがわかる登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット 等
- ・従業員…いないこと(賃金の支払がないこと)がわかる確定申告書、同居の親族であることがわかる住民票 等

★「従業員」とは…

労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、契約社員、アルバイト、パート等(同居の親族のみを使用する場合は除く。))

※喫煙目的室（シガーバー等に設置可能）＝喫煙室内での飲食等も可

- ・喫煙を主目的としている施設で、国の政令に定める要件を満たした場合のみ設置できます。
⇒ 飲食や遊技等、喫煙以外の行為を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず、喫煙目的室を設置することはできません(例えば、一般的なレストランや居酒屋は、喫煙目的施設にはあたりません)ので、ご注意ください。

<要件>

- ・たばこの対面販売(対面による出張販売)をしていること(製造たばこ小売販売業の許可を得ていない飲食店が、たばこ屋からたばこを買い置きして、お客様にたばこを販売するケースは認められません。)
*たばこの販売(出張販売含む)の手続きを行えば喫煙目的施設になれるものではありません。出張販売の許可は、喫煙目的施設の許可ではありません。
- ・主食にあたる米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼き等を主として提供していないこと
*これらを提供していても、喫煙が主目的でない店(飲食が主目的である店)は喫煙目的施設にはあたりません。



- ・店内の一部又は全部に設置可
- ・たばこ全般が喫煙可
- ・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
- ・要件を満たすことを示す帳簿(書類)を保管(製造たばこ小売販売業許可の書類等)

■喫煙室には、共通の技術的基準があります。

- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

- *従業員がいない等一定の要件を満たした飲食店が店内を全て喫煙可能室とする場合、②のみ遵守
- *店内が複数の階に分かれている場合、①から③の技術的基準に代えて、禁煙の階にたばこの煙が流出しないよう、壁、天井等で区画することにより、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能(フロア分煙)。

《経過措置について》 *経過措置期間は未定

2020年4月1日以前の建築物であり、建物の構造上の問題等で、屋外に排気できない場合は、上記①②に加え、

- 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- 浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³であること

を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気してください。

制度に関するご相談は…

受動喫煙防止対策専用相談窓口 0570-069690 (もくもくゼロ)

月～金曜日 9時～17時45分(祝日・年末年始除く) / 無料(通話料のみかかります)

またはホームページまで!

東京都受動喫煙防止条例



- ◆ 店頭・喫煙室出入口に掲示する標識(シール型)をご希望の場合や、喫煙室の設置に向け、技術的基準について、現地で助言するアドバイザー相談をご希望の場合も、上記相談窓口(もくもくゼロ)にお問い合わせください。

個別の施設に関する情報提供は…

その施設を管轄する保健所へ(上記ホームページに連絡先の一覧表があります)

※ 制度の内容に関するご質問やご相談にも対応します。

